彦根市子どもセンター指定管理者公募要項

１　対象施設の概要

　（１）名称　　　彦根市子どもセンター

（２）所在地　　彦根市日夏町４７６９番地

（３）設置目的　子どもに健全な遊びや学習の機会を与えるとともに、親子の交流や市民との連携を通して、地域における子育て家庭等に対する育児支援を行うことを目的とする。

（４）建物概要等

　　　竣工時期　　　平成元年３月　　構造等　鉄筋造　平屋建て一部４階建

　　　建物延面積　　２,７３２.０１㎡

　　　施設概要　　　１Ｆ　事務室、ホール、カフェテリア、多目的室、会議室、相談室、授乳室、静養室、体育館、トイレ３か所　等

　　　　　　　　　　２Ｆ　階段室

　　　　　　　　　　３Ｆ　自然観測室

　　　　　　　　　　４Ｆ　天体観測室

　　 　　　　　　　その他、機械室、駐輪場等あり。

（５）開館時間　　　　　午前９時から午後５時まで

（６）休館日　　　①月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日)

　　　　　　　　　②１２月２９日から翌年１月３日まで

（７）法令等の規定

　　　　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）、彦根市子どもセンターの設置および管理に関する条例（平成元年彦根市条例第５号）、彦根市子どもセンターの管理運営に関する規則（平成１９年彦根市規則第３６号）、彦根市情報公開条例（平成１４年彦根市条例第５６号）、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）、彦根市行政手続条例（平成８年彦根市条例第２５号）、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）を含む労働関係法令、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）、社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）、浄化槽法（昭和５８年法律第４３号）、水質汚濁防止法（昭和４５年法律第１３８号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）、その他関係法令

２　指定管理者が行う業務および管理の基準

（１）彦根市子どもセンターの運営および維持管理に関すること。

（２）彦根市子どもセンターの設置および管理に関する条例第４条に規定される事業の実施に関すること。

（３）別添の管理業務仕様書に記載する業務に関すること。

（４）指定管理者としての業務は、一括して第三者に再委託等はできない。また、業務の一部を再委託する場合は、委託先を彦根市長に届け出ること。

（５）彦根市の施策としての事業に対して、積極的に取り組むこと。

（６）本指定管理の仕様書に記載の業務は、指定管理を受けるに当たっての必要最低限の業務であり、指定管理者の企画により、自主事業（収益事業）を展開できるよう工夫を行うこと。なお、当該事業実施により得られた収益は指定管理者の収入とする。

（７）自主事業の実施に当たっては、荒神山公園等と連携し、幅広く多様な世代が集まることができる催し物とすること。実施後には、当該事業の内容（客層、集客状況、実施概要等）を市に報告すること。

（８）日常的な施設運営においても、荒神山公園をはじめとする周辺の公共施設や自然環境との連携を図り、屋外活動、季節行事、体験型の催し物などを通じて、多様な活動の機会を提供すること。これにより、子どもとその家族が地域社会とのつながりを深められるよう努めること。

３　指定期間

令和８年４月１日から令和１２年３月３１日まで（４年間）

４　指定管理料

原則として会計年度（４月１日から翌年３月３１日まで）毎に支払うが、詳細は指定後に締結する協定で定める。

５　応募資格（次の条件を満たす団体に限る。）

（１）団体であること。

（２）団体またはその代表者が次の項目に該当しないこと。

　　ア　法律行為を行う能力を有しない者

　　イ　破産者で復権を得ない者

ウ　地方自治法施行令第１６７条の４第２項（同項を準用する場合を含む。例：同令第１６７条の１１第１項）の規定により本市における一般競争入札等（指名競争入札は、準用規定により当然含まれる。）の参加を制限されている者

エ　本市が行う建設工事等の請負または物品の購入もしくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者

オ　地方自治法第２４４条の２第１１項の規定による指定の取消しを受けたことがある者（本市の取消しに限定しない。）

　　カ　彦根市および彦根市以外において、辞退により指定管理者（候補者）として不選定もしくは不指定となったことがある者で、その辞退の日から５年を経過しない者

　　キ　会社更生法、民事再生法等の規定により更生または再生の手続をしている者

　　ク　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団または同条第６号に規定する暴力団員

　　ケ　暴力団、暴力団員、暴力団員の親族（事実上の婚姻関係にある者を含む。）もしくは暴力団員と密接な関係を有する者が、役員や職員であり、または出資もしくは融資を行うなど、これらの者が事業活動に相当程度の影響力を有している団体

　　コ　暴力団、暴力団員または暴力団員の親族（事実上の婚姻関係にある者を含む。）に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益供与を行っている団体

　サ　政治団体（政治資金規正法第３条第１項に規定する政治団体およびこれに類する団体）

　　シ　宗教団体（宗教法人法第２条に規定する宗教団体およびこれに類する団体）

　　ス　本市における指定管理者の指定において、その公正な手続を妨げる者または公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合する者

　　セ　国税および地方税を滞納している者

（３）彦根市子どもセンターの管理運営を行う上で人的および物的管理能力がある団体

６　選定に関する事項

（１）選定スケジュール

ア　公募の周知および公募要項の配布 　　　　令和７年７月１５日（火）～９月１９日（金）

　　イ　現地説明会　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　７月２４日（木）

　　ウ　公募要項に関する質問の受付　　　　　　　　　　　７月２５日（金）～８月　１日（金）

　　エ　質問の回答　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　８月　８日（金）

　　オ　申請書類の受付期間　　　　　　　　　　　　　　　８月１８日（月）～９月１９日（金）

　　カ　選定（書類審査、プレゼンテーション、ヒアリング）　　　　　　　　　　　　９月下旬

　　キ　候補者の選定　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　１０月中旬

　（２）質問の受付

ア　受付期限　　　　　　　　　　　　　　　令和７年８月　１日（金）　午後４時４５分まで

　　イ　受付方法　別紙１「質問書」を作成し、電子メールでこども若者支援課まで提出して下さい。

　　ウ　送付先　　問い合せわ先と同じ

（３）質問の回答方法

　　　市のホームページで６（１）のエに公表します（質問者への個別回答は行いません。）。

７　提出書類

　　申請に必要な書類の様式は、こども若者支援課の窓口に備えます。また、彦根市ホームページからもダウンロードできます。

（１）指定申請書（様式１）

（２）団体概要書（様式２）および応募資格を有していることを証する書類

① 団体であることを証する書類

ア　法人格を有している場合

法人の登記事項証明書または法人登記簿謄本

イ　地方自治法第２６０条の２第１項に規定する地縁による団体の場合

地方自治法第２６０条の２第１２項の証明書

ウ　法人格を有していない場合

　　　　　団体の規約、構成員名簿、団体の活動状況を示している書類（構成員向けの広報紙やお知らせ文書、団体の活動を紹介している新聞記事のコピーなど）、代表者の住民基本台帳記載事項証明書など

　　　エ　共同体の場合

　　　　　　　ア～ウのほか、共同体構成員届（様式１－３）、共同体協定書（様式１－４）の写し（原本認証したもの）、共同体委任状（様式１－５）

②　団体またはその代表者が次の項目に該当しないことを証する書類

　　　ア　法律行為を行う能力を有しない者

申立書（様式３）および照会に関する同意書（様式４）、代表者の身分証明書（本籍地の市町村で交付されるもの）

　　　イ　破産者で復権を得ない者

　　　　　前記アと同じ

　　　　 ウ　地方自治法施行令第１６７条の４第２項（同項を準用する場合を含む。例：同令第１６７条の１１第１項）の規定により本市における一般競争入札等（指名競争入札は、準用規定により当然含まれる。）の参加を制限されている者

申立書および照会に関する同意書

　　　エ　本市が行う建設工事等の請負または物品の購入もしくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者

　　　　　前記ウに同じ

　　　オ　地方自治法第２４４条の２第１１項の規定による指定の取消しを受けたことがある者（本市の取消しに限定しない。）

　　　 前記ウに同じ

カ　彦根市および彦根市以外において、辞退により指定管理者（候補者）として不選定もしくは不指定となったことがある者で、その辞退の日から５年を経過しない者

前記ウに同じ

キ　会社更生法、民事再生法等の規定により更生または再生の手続をしている者

前記ウに同じ

ク　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団または同条第６号に規定する暴力団員

前記ウに同じ

ケ　暴力団、暴力団員、暴力団員の親族（事実上の婚姻関係にある者を含む。）もしくは暴力団員と密接な関係を有する者が、役員や職員であり、または出資もしくは融資を行うなど、これらの者が事業活動に相当程度の影響力を有している団体

前記ウに同じ

コ　暴力団、暴力団員または暴力団員の親族（事実上の婚姻関係にある者を含む。）に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益供与を行なっている団体

前記ウに同じ

サ　政治団体（政治資金規正法第３条第１項に規定する政治団体およびこれに類する団体）

前記ウに同じ

シ　宗教団体（宗教法人法第２条に規定する宗教団体およびこれに類する団体）

前記ウに同じ

ス　本市における指定管理者の指定において、その公正な手続を妨げる者または公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合する者

申立書

セ　国税および地方税を滞納している者

各税の納税証明書

（３）定款の写し

（４）管理業務の事業計画書（様式５）

（５）管理業務に係る収支計画書（様６）

（６）団体の経営（運営）状況を説明する書類

ア　申請日の属する年度の前３事業年度の収支（損益）計算書またはこれらに相当する書類

イ　申請日の属する年度の前３事業年度の貸借対照表またはこれらに相当する書類

ウ　申請日の属する年度の前３事業年度の会計監査結果報告書またはこれらに相当する書類

エ　財産目録またはこれに相当する書類

オ　申請日の属する事業年度もしくは翌事業年度の収支予算書またはこれらに相当する書類

８　提出部数

　　　正本１部、副本１６部の計１７部

９　提出期限等

　　　令和７年９月１９日（金）午後４時４５分までに、持参または郵送のいずれかの方法により、彦根市こども家庭部こども若者支援課まで提出してください。ただし、彦根市の休日を定める条例（平成２年彦根市条例第１２号第１条）に定める市の休日は受付を行いません。

また、郵送の場合は、簡易書留で令和７年９月１９日（金）午後４時４５分必着とします。

１０　現地説明会

　　指定管理業務等についての現地説明会を次のとおり開催します。

　　開催日　令和７年７月２４日（木）

　　時間・会場

午後１時３０分（３０分～１時間程度）　彦根市子どもセンター（彦根市日夏町４７６９番地）

※参加する場合は、７月１８日（金）午後４時４５分までに、別紙２「参加申込書」により電子メールでこども若者支援課まで申し込んで下さい。なお参加人数は、申請団体で２人以内とします。

１１　選定方法および選定基準

（１）選定基準および配点

　　　別表の選定基準表（様式８）のとおり。なお、当施設は荒神山公園との連携により、地域一体の賑わいの創出を望んでいるため、荒神山公園と同時にエントリーした場合アドバンテージを設けるものとします。

（２）選定方法

本市が設置する都市政策部およびこども家庭部指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の審査結果を聴取した上で市長が決定します。なお、審査結果により該当なしとする場合があります。

（３）管理運営に必要な経費

　　本市から支払う指定管理料ならびに自主事業の実施による収入（催し物の参加費用、講座受講料等）をもって業務を行うものとします。

|  |  |
| --- | --- |
| 基準価格  （年間指定管理料） | ４１，０００，０００円（消費税を含む） |

　　　　　【基準価格の内訳】

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 金額 |
| 人件費（厚生費含む） | 26,383,165 |
| 事務費（消耗品費、通信運搬費等） | 1,663,903 |
| 清掃費 | 3,021,987 |
| 警備費、設備保守点検費 | 3,089,075 |
| 光熱水費 | 3,802,120 |
| 修繕費 | 300,000 |
| 保険料、公租公課、諸費、雑費 | 699,254 |
| 運営費（自主事業費、活動費、講師謝礼等） | 2,040,496 |
| 合計年間指定管理料（基準価格） | 41,000,000 |

※「基準価格の内訳」は、指定管理料の上限額を設定する際の参考内訳であり、これにとらわれることなく項目間の流用ならびに収入および支出の合計額を提案できます。ただし、当該指定管理料の上限額（基準価格）を超えることはできません。

※指定管理料については、原則として精算（余剰金の返還・不足分の補填）は行いません。上記の基準価格の内訳の各項目を上回る実績が生じた場合も同様です。

１２　選定結果のお知らせ

　　応募者全員に文書にて通知します。

１３　選定後の手続き等について

（１）指定管理者の指定

本市は、指定管理者の指定に関する市議会の議決を経て、指定管理者の指定を行います。

（２）指定管理者との協定締結

　　市議会の議決後、別添の協定書により協定を締結します。

（３）業務の継続が困難となった場合の措置について

　　指定管理者との協定に基づく指定期間中において、指定管理者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

ア　指定管理者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

　　 指定管理者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合は、本市は指定の取消ができます。

この場合、本市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。

なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく公園および公園施設の管理運営業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

イ　その他の事由により業務の継続が困難となった場合

　　　災害その他の不可抗力等および指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難になった場合、業務継続の可否について協議するものとします。

一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとします。

　　　なお、指定期間終了若しくは指定取消などにより次期指定管理者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

１３　その他

（１）複数の申請を行うことはできません。

（２）申請に係る費用は、すべて応募者の負担とします。

（３）申請書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、公募や選定に係る公表をする場合やその他本市が必要と判断するときは、市は申請書類の全部または一部を無償で使用できるものとします。

（４）申請内容に、特許権、商標権その他法令に基づいて保護される第３者の権利を用いる提案があり、これらを用いた結果生じる事象に係る責任は、すべて応募者が負うこととします。

（５）申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。

（６）申請の辞退は、選定委員会開催の前日までに限り書面をもって行うことができます。ただし、この場合においても申請書類は返却しません。

（７）再度の選定について

　　　次の場合は、再度の選定を行う場合があります。

　　ア　応募がなかった場合

　　イ　応募があったものの適切な提案がなく、候補者が選定できない場合

　　ウ　選定の結果を通知した後に指定管理者に指定できない次のような事情が生じた場合

1. 議会において指定議案が否決されたとき。
2. 指定管理者（候補者）が倒産、解散等の状態になり、団体としての能力や存在をなくしたとき。
3. 応募資格がなかったことが判明したとき。
4. 指定管理者（候補者）が提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
5. 辞退（ただし、市が真にやむを得ないと認める理由に限る。）

１４　申請書類の提出先および問い合わせ先

　　　彦根市こども家庭部こども若者支援課　　担当者：勝間、東郷

〒５２２-００４１　彦根市平田町６７０番地

電話：０７４９‐４９‐２２５１　　ＦＡＸ：０７４９‐２６-１７６８  
メールアドレス：[kowaka@ma.city.hikone.shiga.jp](mailto:kowaka@ma.city.hikone.shiga.jp)

（別紙1）

年　　月　　日

　彦根市こども家庭部

　こども若者支援課　　　　　　　行

　（[kowaka@ma.city.hikone.shiga.jp](mailto:kowaka@ma.city.hikone.shiga.jp)）

所　在　地

団　体　名

担当者氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所属・職名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ

彦根市子どもセンターの指定管理者の募集に関し、下記のとおり質問します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 質問項目 | 質　問　内　容 |
|  |  |

・質問は簡潔に記入してください。

・質問項目が複数ある場合は、番号を付けてください。

・質問書の受付は、令和７年８月１日（金）午後４時４５分（必着）までです。

（別紙2）

現地説明会参加申込書

年　　月　　日

　彦根市こども家庭部

　こども若者支援課　　　　　　行

　（[kowaka@ma.city.hikone.shiga.jp](mailto:kowaka@ma.city.hikone.shiga.jp)）

所　在　地

団　体　名

担当者氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所属・職名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ

　彦根市子どもセンターの指定管理者現地説明会への参加を、下記のとおり申し込みます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 団体名 |  |
| 参加者氏名 |  |
|  |

※　参加者は２名までです。

申込み方法　　この用紙に必要事項を記入し、電子メールで彦根市こども若者支援課まで提出してください。

　　　　　　　　　申し込み先は公募要項に記載してある問い合わせ先をご覧ください。

申込み期限　　令和７年７月１８日（金）　午後４時４５分まで　（必着）